

第17回経済レポート 破綻する公的年金の恐怖

目次

1. 賦課方式と積立方式による年金財政	P 1
2. 年金財政バランスシート	P 3
3. 現在価値割引計算	P 5
4. 過去勤務債務	P 7
5. 第二拠出金	P 9
6. 年金数理計算と財政再計算	P 10
7. 破綻する公的年金	P 11
8. 年金債務の負債性	P 12

1. 賦課方式と積立方式による年金財政

第15回と第16回の経済レポートで、年金資金運用基金の闇に迫り問題点の解析を行った。既に第15回経済レポートで指摘したように日本の公的年金の資金規模は平成15年度末において188兆円であった。この内訳は、財投への預託金が85兆円、財投債の引受が25兆円、そして年金資金運用基金への運用委託分が78兆円である。これが厚生年金と国民年金の年金原資となるのであるが、この年金原資が目減りしており188兆円分はないのではないかという議論は前回の経済レポートまでにしておいて、仮に188兆円の年金原資が目減りせずに残っていたとしたら、その額は現在の公的年金の原資として十分なものと言えるのであろうか？政府は今年の年金制度改革で100年間持続可能な年金制度であると見得を切っているが、国民の公的年金財政に対する不信感はずこぶる強い。厚生年金と違い給料からの自動天引きができない国民年金の収納率は2003年度において63.4%に過ぎない。国民は何となく公的年金が機能しないのではないかと疑っている。マスコミの報道も部分情報による感情論の域を出ていない。プロフェッショナルとして公的年金制度全体の数値による明確な分析が欠かせない。

一般に年金の財政方式には積立方式と賦課方式の二通りがある。積立方式とは将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ積み立てていく財政方式であり、賦課方式とはこの原資を支払時の現役世代の保険料で賄う財政方式のことをいう。日本の公的年金は賦課方式による財政方式をとっており、ここに全ての問題の根源がある。積立方式では、年金加入者の将来の年金受取額は基本的にその加入者が現役時代に年金掛け金として払い込んできた積立金より支払われる。民間企業で退職年金制度を採用しているところは積立方式である。積立方式ではいわば自分達の老後資金を自分達で積み立てているのであるから、たとえば

年金を途中で退職等の理由でやめるという選択もあるのであり、その場合には当然にその時点まで積み立てられた掛け金額は加入者に返還される。これに対して賦課方式では、自分の老後の年金はその時点の現役労働者の年金掛け金から支払われるのであるから、途中で年金をやめて掛け金の払戻を受けるという選択は基本的にありえない。このため公的年金での賦課方式では全員参加の強制加入年金でなければ制度設計ができないのである。ここでは世代間を超えた扶養の約束が前提となっている。この中で生涯にわたる年金掛け金と年金受取額の比較計算をして、損得勘定から年金をやめるという事態が多発すると、賦課方式による年金制度は崩壊する。国民年金の収納率が6割強でしかないということは、従って、制度の根幹を揺るがすとしてもない事が起きているということなのである。

賦課方式は掛け金を払う人と年金を受け取る人が別人である。掛け金を払う人が年金をもらう時には、自分の掛け金は既に前世代の人の年金に使われているので、自分の年金は後世代の人の掛け金からもらうしかない。自分が年金をもらうときになって、年金財政が破綻しており、従って後世代より年金の支払を拒絶される事は当然のことながらありうる。

余談であるが、民間企業の役員退職金制度はほとんどの場合が賦課方式である。従って、何かその時不祥事を起こしたり業績が悪くなっていたりすると役員退職金が出ないのである。この役員が現役で働いていた時は当然不祥事も無ければ業績も良かったのであり、その功績は退職役員に帰すべきものなのであるから、不祥事や業績の悪化という後発的事象を原因として既に受給権の確定した役員退職金の支払が止められるのは理論的にはおかしいのであるが、現実にはその役員退職金を支払うのは退職しない現役経営者なのであるから、金を支払う人の論理には勝てない。読者で経営者の人は役員退職金などあらかじめいたほうが良い。役員退職金を制度化するくらいであれば、その分役員報酬を増やすべきであろう。どうしても役員退職金制度が欲しいのであれば、外部拠出の年金化すべきである。マスコミでも不祥事や業績悪化を理由として役員退職金の支払を止められた経営者の事例がよく報道される。同じ事が公的年金でも十分起こり得る。公的年金は役員退職金と同じ賦課方式であるため、その後の年金財政の悪化を理由として年金の支払が止められる事は当然のこととしてありうるのである。

この説明を読んだだけでも解るように、賦課方式による財政方式は経済成長と人口増加を前提にして初めて成立する。少ない退職世代を多くの現役世代が支えるというのが賦課方式の成立の前提条件であり、この中で経済成長が右方上がりで達成されれば年金財政が破綻する事はない。人口増加と経済成長が年金財政を支え、豊かな老後を保証してくれるのである。しかしながら、まことに残念なことに、現在の日本は人口減少局面に差掛かろうとしているのであり、また潜在経済成長率も1%台に落ち込んでおり、人口増加と経済成長という賦課方式成立の二つの前提条件を満たす事ができない。年金財政が破綻するのは

当たり前のことなのである。さて、ここまでが年金財政の基礎知識である。

2. 年金財政バランスシート（貸借対照表）

賦課方式による厚生年金と国民年金の財政状態を知るためには、財政再計算による年金財政バランスシートが必要である。もったいぶった事を言うようであるが、この厚生年金と国民年金の年金財政バランスシートを見つけるのに大変苦労した。公的年金の年金財政バランスシートは公式には作成されていない事になっているのである。もともと賦課方式では、定義上、現役世代の年金掛け金が前世代の年金に使われることを前提とする制度であるため、“世代間をまたぐ年金掛け金収入と年金支払というキャッシュフローの均衡が重要なのであり、一定時点の年金債務と年金資産を対照させるバランスシートはなじまない”と政府は言うのである。この言い訳は理論上おかしいのであるが、そのことはこのレポートの中で順次論破していく。結局、厚生労働省年金局の年金財政ホームページの中の“厚生年金・国民年金平成16年財政再計算結果（報告書）”の中に、年金財政バランスシートがこっそり入っていることを発見した。この年金財政再計算報告書は添付資料を除く本文だけで全452ページに上る膨大な報告書なのであるが、この中の第5章その他のトピックスの2として“給付と財源の内訳（バランスシート）”という項目があるのであるが、この中に年金財政バランスシートが入っている。しかもその前文に次のような断り書きが記載されている。

“厚生年金及び国民年金では、賦課方式を基本とした財政方式をとっており、収支見通しを作成する事により、財政の均衡を図っている。このように、これらの年金制度では、積立方式の年金制度のように、過去期間分の給付に見合った積立金を保有する必要はないが、過去期間給付に係る給付債務の規模が現有積立金と比べてどの程度なのかといった関心もあることから、参考までに将来予定されている給付とその財源を一時金換算して示すこととした。”

余程このバランスシートを出すのが嫌だったようであるが、理論上は作成可能なのであるからグズグズいわずにさっさと出せばいいのである。以下にその要約を示す。

厚生年金(3.2%)

財源	兆円	給付	兆円
将来保険料	1200	将来期間給付	970

		過去期間給付	740
積立金財源	160		
過去期間国庫負担	150		
将来期間国庫負担	190		
合計	1700	合計	1710

国民年金(3.2%)

財源	兆円	給付	兆円
将来保険料	120	将来期間給付	160
積立金財源	10	過去期間給付	120
過去期間国庫負担	60		
将来期間国庫負担	80		
合計	270	合計	280

厚生年金(2.1%)

財源	兆円	給付	兆円		
将来保険料	1830	将来期間給付	1730		
積立金財源	260	過去期間給付	900		
				過去期間国庫負担	190
				将来期間国庫負担	340
合計	2620	合計	2630		

国民年金(2.1%)

財源	兆円	給付	兆円
将来保険料	180	将来期間給付	290
積立金財源	20	過去期間給付	150
過去期間国庫負担	80		
将来期間国庫負担	160		

合計	440	合計	440
----	-----	----	-----

() 内数値は割引率

3. 現在価値割引計算

年金財政バランスシートは、通常の貸借対照表とは外観が相当違うので慣れないとまごつくかもしれない。企業の貸借対照表が企業会計原則に基づいて作成されているのに対して、年金財政バランスシートは年金数理計算に基づいて作成されている。年金数理計算に基づく年金財政バランスシートを理解するためには、以下に述べるいくつかの決定的に重要な基礎概念を把握しておかなければならない。

まず第一に理解しなければならないのは、年金財政バランスシート上の資産と負債は超長期の資産負債ということである。年金加入者は将来年金を受け取るわけであるが、これは年金機関にとって見ると将来の年金の支払義務になる。年金機関にとってみると加入者の将来の年金は債務である。これを年金債務というのであるが、この年金債務の支払は1年後のものもあれば、10年後のもの、20年後、30年後と様々な支払時期を有しており、長いものであれば50年、60年後の支払義務もある。20歳の人が年金に加入しているとすると、その人が80歳になったときに受け取る年金は60年後の年金債務と計算されるのである。同様に、年金機関が掛け金を運用している年金資産の運用収益も、その収益を受け取り年金債務の支払にあてるのは1年後から10年後、20年後、30年後と様々であり、長期運用では50年、60年と運用するものもある。このような超長期の資産・負債を貸借対照表上扱っていくためには、金利により異なる時系列の資産・負債を通分する現在価値割引計算が避けられない。

現在の1万円と50年後の1万円ではその価値は全く異なる。仮に現在の金利が5%であるとすると、現在の1万円は50年後の1万4千673円と等価である。なぜなら1.05を50乗すると11.4673となるからである。従って50年後の1万円は現在価値では872円にしかならない。なぜなら872円を5%の複利で50年間運用すると11.4673倍になるのであるから、863円は5%金利の世界では50年後に1万円になるからである。(863円×11.4673) 超長期の複利計算の倍率の凄まじさが体感できたであろうか。年金数理計算においては様々な将来の決済期間の年金資産と年金債務を金利で割引計算し現在価値に割引引くのであるが、割引計算に使われる金利がほんの少し変わっただけで現在価値の年金資産と年金債務の金額は大きく変動する。この1万円の例で言うと、たとえば金利が5%から4%になっただけで、現在の1万円は50年後には6万748円になる。5%から4%にかけての1%の金利の変動は年金数理計算では1.8倍の影響を持つ。年金数理計算では1%の金利の差はとてつもなく大きな数字なのであ

り、0.1%あるいは0.01%の金利差もしっかりと重要性を持つ。年金数理計算において使われる金利を割引率というのであるが、年金数理計算においては適用される割引率が決定的に重要である。この事をしっかりと頭に入れておかなければ、年金財政を理解する事はできない。

公的年金の年金財政バランスシートでの負債項目は年金債務である。年金債務は将来債務であるため現在価値に割り引いて表示される。割引率が大きければ大きいほど（割引金利が高ければ高いほど）年金債務は小さく計算される。割引率が小さければ小さいほど（割引金利が低ければ低いほど）年金債務は大きく計算される。高金利時代には年金債務は減少するのである。低金利時代には年金債務は膨らむ。日銀のゼロ金利政策による影響は、年金債務に甚大な影響を及ぼしている事がわかる。もともと年金債務はその母体となる割引前の債務額自体が巨額であるにもかかわらず、現在の超低金利で割り引かなければならないのであるから、年金債務は天文学的な負債として膨れ上がるということを理解しなければならない。

これに対して年金資産である積立運用資産は現在価値に割り引かれない。年金資産は既に現在保有している資産であるから将来資産ではなく、現在価値に割り引く必要が無いからである。それどころか積立運用資産は運用収益をもたらすので、運用利回りの将来受け取り予想額を現在価値に割引計算しその金額を年金資産額に加算する。年金資産は株式や債券で運用されているので、運用収益の将来受取額は、積立運用資産の期待投資収益率で計算される。投資元本に対する債券の金利、株式の配当、株式のキャピタルゲインなどの収益割合が期待投資収益率である。すなわち年金資産である積立運用資産は期待投資収益率が高ければ高いほど大きく計算され、期待投資収益率が低ければ低いほど小さく計算される。好景気で株式が値上がりする時代では積立運用収益はより大きく計算されると共に、投資元本である株式自体も値上がりして評価額をあげているので、積立運用資産は大きく計算され、従って年金資産は膨らむ。不景気で株が下がると積立運用資産の大きな部分を占める株式自体の価値が下がると共に期待投資収益率も下がるので、積立運用資産は小さく計算され、従って年金資産は縮む。

年金財政バランスシートの資産・負債項目が年金数理による現在価値割引計算によるものであることを学んだ。バランスシートの唯一絶対的な負債項目である年金債務は将来債務であり、ここでの割引率は長期金利が使われるべきである。バランスシートの唯一絶対的ではないが重要な資産項目ではある積立運用資産は、その元本には現在価値割引計算は適用されないが、その運用収益は期待投資利益率に基づき複利で運用され現在価値に割引計算される。年金財政バランスシート全体の構成を考えると、その中で年金債務が圧倒的に大きく、一方、年金資産の中の運用資産のさらに運用収益の部分は極めて小さいので、投

資収益率は年金財政バランスシートに比較的小さな影響しか与えない。要するに年金債務の割引率こそが年金財政バランスシートに絶対的な影響を及ぼすのである。

4. 過去勤務債務

年金財政バランスシートの理解のために次に重要なのは、過去勤務債務である。過去勤務債務とは、年金加入者の過去の加入期間に対して既に支払義務が発生している年金債務の事をいう。今、年金を全く新たに設立する事例を想定してみよう。新たに一定規模以上の年金を新設すると、年金を新設した瞬間から既に年金債務は発生していることになる。年金ができた翌日に一定年齢に達して年金の受給権を得る人が出るからである。年金を新設すると、その瞬間に年金加入者は全員が年金の受給権獲得までの必要期間の一定期間を既に満たしているのである。このように、新設年金における年金加入者が、既にその段階までに受給権を獲得するための一定要件を獲得していた期間に対応する年金債務は過去勤務債務であり、これを特に原始過去勤務債務という。

過去勤務債務は年金の新設時以外にも発生する。年金の給付の改善を行うと新たに過去勤務債務が発生する。年金受給権の獲得要件を変えずに年金額のみを増額すると、その年金制度改革の瞬間に年金債務は膨らんでしまう。全ての年金加入者の将来の年金受取額が増えるからである。年金額が変わらなくとも、年金受給権の獲得要件を緩和する事によっても過去勤務債務は発生する。たとえば年金の受け取り開始時期が65歳から60歳に引き下げられると、先ほどの年金債務の割引期間が短くなるので年金債務は膨らむ。要するに年金受給条件を改良すると過去勤務債務が突然発生する。この年金制度新設後の受給条件改良に伴う過去勤務債務の事を特に後発過去勤務債務といい、原始過去勤務債務と区別している。

年金債務とは、従って、過去勤務債務と将来勤務債務より構成されていることがわかる。将来勤務債務とは、年金債務のうち過去勤務債務ではない部分をいうのであるから、それは年金加入者が今後年金受給要件を満たすために要する期間に対応する年金債務額ということになる。

年金債務

過去勤務債務

将来勤務債務

年金制度新設時には大きな過去勤務債務が発生するが、この過去勤務債務の支払原資として十分な年金資産を新設時に一時に用意できる機関は、余程の金持ち組織でない限りない。もちろん年金制度新設時の翌日から過去勤務債務に基づく年金支払は始まるのであるから、年金制度開始時に年金資産が全く無くては制度の開始ができないが、年金制度開始直後に支払われる年金額が過去勤務債務の全額になるわけではないのであるから、一般には過去勤務債務の一定割合の比較的小さな年金資産を投入して年金制度を開始する。また、制度開始後も受給要件の緩和で後発過去勤務が発生する事が多く、一方年金制度の母体機関は普通それほど巨額の資金を有しているわけではないので、年金資産はおおむね過去勤務債務に比較して不足した状態となっているのが一般的である。特に、賦課方式の財政方式をとる年金制度では、もともとの制度の発想が積立金の存在を前提としないものであるため、過去勤務債務に比較して年金資産の割合は極めて少ない。これに対して積立方式の年金制度では、積立金こそ過去勤務債務の支払原資と考えているので、年金資産が充実しており、過去勤務債務の100%の年金資産を持つ企業年金などざらにある。

年金資産	年金債務
年金資産	過去勤務債務
	将来勤務債務

上記に一般的な年金財政バランスシートをイラスト化して描いてみた。バランスシートの白抜きの部分がけバランスしないのであるが、この部分に年金加入者の将来の年金掛け金の現在価値額が入ることになる。すなわち、年金加入者の将来の掛け金は、年金債務と年金資産の差額分であるという事であり、過去勤務債務に比較して年金資産が乏しい場合は年金加入者の将来の年金掛け金は必ず引き上げられなくてはならない。仮にこのような状態で将来の年金掛け金の引き上げができないという事になると、年金債務自体を縮小しなければならない。すなわち年金給付条件の改悪をするのであり、具体的には年金額の引き下げか年金支払時期の延期しかない。公的年金の場合は白抜きの部分が“年金加入者の将来の年金掛け金の現在価値額”だけではなく、国庫による負担金も当てにされている。公的年金に国が補助金を与えるのである。この場合に、圧倒的に少ない年金資産の結果年金

財政が破綻寸前になると、(1) 年金加入者の将来の年金掛け金の引き上げ (2) 年金額の引き下げと年金受給時期の後退 (3) 国庫負担金の増額という3つの選択による解決策がある。平成16年度の年金改革はこの選択可能な3つの方策を全てやったのである。それほど公的年金の財政状態は悪いという事である。

年金資産	年金債務
年金資産	過去勤務債務
将来の年金掛け金	
国庫負担金	将来勤務債務

5. 第二拠出金

年金財政の仕組みが理解できたであろうか？このように分析してみると、結局年金加入者の支払う年金掛け金には、将来の期間に対応する年金掛け金と、過去勤務債務から年金資産を控除した過去の期間に対応した年金掛け金が含まれていることがわかる。将来の期間に対応した将来の年金掛け金というのは当たり前の事であるので、この年金掛け金の事を正常掛け金（あるいは第一拠出金）という。これに対して、過去勤務債務から年金資産を控除した過去の期間に対応する将来の年金掛け金を“過去勤務債務の償却”（あるいは第二拠出金）という。年金掛け金は、大きく分けると、正常掛け金と過去勤務債務の償却から構成されている。従って、財政状態のよい年金の場合は、掛け金中の過去勤務債務の償却割合が少ないため、将来の掛け金は受け取る年金額に比較して安い。財政状態の悪い年金の場合は、掛け金中の過去勤務債務の償却割合が高いため、将来の掛け金は受け取る年金額に比較して高い。

日本の公的年金はまさに財政状態の悪い年金制度の典型であり、従って現在及び将来の厚生年金と国民年金の掛け金中には、膨大な過去勤務債務の償却額が加算されているのであるから、若年加入者ほど掛け金に比較した年金額が少ない事を意味している。ここに国民年金の収納率が6割しかない（すなわち4割の人は国民年金の掛け金を払っていない）という根本的な理由がある。国民年金掛け金を支払わない4割の国民は制度上非国民ということになるのであるが、経済理論上はまことに理にかなった経済行動をしているのであり、理論上は国民年金をセッセと支払っている人（厚生年金加入者は自動的に国民年金に入っているとみなされる）のほうが、悲劇の愛国者であるという事になる。私も含めて当経済レポートの読者は、高齢者を除き、すべからく経済原理を無視した悲劇の愛国者なのであ

る。

6. 年金数理計算と財政再計算

年金財政バランスシートは年金数理計算により作成されているのであるが、年金数理計算の要諦は超長期資産・負債の現在価値計算にある。超長期の割引計算とはどの程度の長期かということになるが、たとえば企業年金の場合は新卒入社から定年退職までを考えているのでおおむね30年から40年が年金数理計算の割引対象期間になる。従って、平均割引期間は15年から20年というのが企業年金の平均割引期間である。これに対して公的年金の場合は割引期間が遥かに長い事に注意しなければならない。国民年金の加入は20歳からであり、国民の死亡時までが年金の対象になるので、日本国民のゼロ歳児の平均余命約80歳から考えると60年が割引対象期間なのであり、平均割引期間は30年となる。企業年金においてさえ、割引率の差0.1%は大きな差をもたらすのであるが、公的年金は割引期間が企業年金より5割も長いので、割引率における0.1%の差の影響は企業年金の比ではない。

このように、年金数理計算というのは金利とか予想投資収益率を使い将来資産と将来債務の割引計算を行うものであり、そこでは将来の予測数値を扱う以上必ず実績値との乖離が生じる。しかも超長期の予測と実績の差であるため、その乖離は無視できないほどの大きな差になることが当然の前提とされている。このため、年金財政は必ず一定期間ごとに予測値の前提として使われた仮定値と実績値を比較して、新たな仮定値に基づく再計算をしなければならないことになっている。これを年金財政の再計算といい、公的年金の場合は5年に一度の財政再計算が義務付けされている。すなわち、5年に1度年金債務や過去勤務債務が再計算され、また年金資産が再評価され、新たな再計算値に基づき新たな年金掛け金が定まるのである。年金財政再計算を行うと5年前の仮定値による数理計算と新たな実績に基づく再計算の間に差が出るのであるが、この差の事を数理差異という。この数理差異もまた一定の償却計算により第二拠出金の中に組み込まれていく。このようにして年金財政の再計算と数理計算のメカニズムは、年金制度の中に組み込まれて循環していくのである。

年金財政計算における数理計算が仮定に基づく推定計算である事を述べ、その代表として金利と予想投資収益率を上げて解説してきたのであるが、推定計算の前提となる仮定値はこの2つに止まらない。一般に使われる仮定値は、金利と予想収益率のほかに賃金上昇率、物価上昇率、平均余命、出生率（加入率）、死亡率（脱退率）などがあり、いずれも年金債務や年金資産に影響を与える。そしてこれらの推定計算は多数の仮定値の複雑な演算に基づく現在価値割引計算なので、保険数理士という専門家がこの数理計算を行っている。保

陰数理士以外でも高等数学の基礎知識があれば計算はできなくはないが、余程数学の好きな人以外は楽しい作業ではないし、その作業のほとんどは膨大な数値計算であり、コンピューターでなければこなしきれない。このため、財政再計算は結局、極めて限られた数しかいない保険数理士とその設計によるコンピューター・プログラムに頼らざるを得ない。そこで、財政再計算をちょっとやってくれといわれて断られた場合、それでは自分でやってみるといふ選択がほとんど残されていないのである。私が公的年金の年金財政バランスシートを探すのにまことに苦勞するのはここに原因がある。また、その事を政府は知っているのに、出たくない年金財政バランスシートは作っていないなどといって情報開示を逃げ切る事も可能なのである。

7. 破綻する公的年金

年金財政と数理計算の仕組みが理解できたであろうか。年金財政も数理計算も少しも難しいものではない。年金財政と数理計算の理解は、本レポートの第1項から第6項までの基礎理論を読破する手間を惜しむかどうにかかっている。読者は本レポートをここまで読むのにどれだけの時間を要したであろうか？この手間を惜しむ人が多いのである。学問に王道などあるわけではないではないか。さて、この基礎理解の下でもう一度第2項の厚生年金と国民年金の年金財政バランスシート（貸借対照表）を見てみよう。最初は無味乾燥であった貸借対照表の項目の意味が解り、一つ一つの数字に語りかけてくるような躍動感を感じることができるであろうか。そうであれば年金財政と数理計算を完全に理解したのである。

第2項において最初に示した二つの貸借対照表は3.2%の割引率による年金財政貸借対照表であり、その次に示した二つは割引率が2.1%である。既にお気づきの読者もいるとは思いますが、最初の3つの貸借対照表は貸借がいずれも10兆円ずつ合わない。4番目だけが合う。厚生労働省年金局は10兆円もの貸借が合わないままの数字を財政再計算報告書に載せているのである。厚生労働省年金局は恥を知れ。まことに腹立たしく怒りを感じるが、既に述べたような理由でこれ以外に利用可能な数字は一切ないのであるから是非も無く、この貸借合わないままの数字で分析を行う。10兆円とはとてつもない数字であり、それがこの貸借対照表のどこかの数字が間違っている事は確実なのであるが（どこかはだいたい想像がつく）、それが以下の分析に影響しない事を祈るしかない。

第2項に示した4つの年金財政貸借対照表は、読者の利便のため過去勤務債務と積立資産という過去期間対応部分は赤く、それ以外の将来期間対応部分は青く色付けしている。赤く表示された過去期間対応部分の過去勤務債務から積立資産を控除すると、現時点での年金の積立不足額がたちどころに計算される。年金債務を3.2%で割り引いた計算では、

厚生年金の積立不足が580兆円、国民年金の積立不足が110兆円、公的年金全体では690兆円が積立不足である事がわかる。年金債務を2.1%で割り引いた計算では、厚生年金の積立不足が640兆円、国民年金の積立不足が130兆円、公的年金全体では770兆円が積立不足となる。これは日本のGNP400兆円を遥かに上回る天文学的な数字である。既に日本の公的年金は破綻している。従って厚生労働省はこの数字を出したくないのである。

8. 年金債務の負債性

公的年金の年金財政貸借対照表を分析する事により、公的年金の積立不足が700兆円前後ある事をつかんだ。公的年金に700兆円前後の積立不足があるという事は、日本経済全体で公的年金に関して700兆円の簿外債務があるという事を意味する。そのあまりの数字の巨大さにしばし茫然とせざるを得ない。この巨大な700兆円の簿外債務の存在をどのように理解すればいいのであろうか。

そもそも、一体誰がこれだけの債務の支払義務を負っているのであろうか。700兆円の年金債務の支払義務は本来厚生年金と国民年金の加入者にある。しかも、その実態は過去勤務債務であるから、純粹会計理論上は、過去の年金掛け金支払額に比較して年金受取額の多すぎる年金加入者、すなわち現在及び過去の年金受給者（死亡者を含む）と現役高齢者が負担すべきということになる。政府はこの発生主義による負担義務という会計学上の理論がまことに嫌いらしく、賦課方式であるから“どこに発生原因があり誰が負担すべきか”は問題にならないと強弁する。そして、賦課方式は損得勘定ではなく世代間を超えて負担を行っていく愛の年金制度であるというのである。なるほど親が子を育て、子が親の老後の世話をするのに損得勘定はない。しかし物には限度というものがあるのであり、いくら子に愛があろうとない袖は振れるわけがない。子世代に700兆円の過去勤務債務の負担能力はない。仮にその負担を強制してしまえば、彼らはその生涯にわたり掛け金を支払うだけで、その老後において一切年金を受け取れなくなってしまう。それでも厚生労働省は現行の公的年金の賦課方式が愛の世代間負担であると言うか。700兆円もの純過去勤務債務が発生している以上、若年世代が国民年金の支払を拒絶するのは当たり前のことで、これを収納率が悪いとして督促し取り立てに狂騒するというのは赤子に鞭するものである。厚生労働省は無辜の民を権力の鞭で打つな。罪はここまでの年金の制度破綻をもたらした貴君らと財務省の無作為にあるのではないか。

日本の国民総生産は400兆円である。既に我々は、主として国債による一般政府の借入金700兆円であることを認識している。（第4回レポート第7項膨張する国債残高及び第13回レポート第2項日本国一般政府の貸借対照表と損益計算書）400兆円の国民総生

産の国家が700兆円もの借金をしても対外債務超過に陥らず、財政破綻国家としてIMF管理に至らないのは、潤沢な日本国民の個人金融資産1,400兆円があるからである。従って、日本は国全体としてはむしろ資金余剰国なのであり、たとえ政府が財政赤字を出し続け国債の発行残高が天文学的に膨張しようと、他国に文句を言われる筋合いは一切ない。この点が米国の財政赤字と決定的に違う点であることは、既に第1回経済レポートで指摘したところである。日本経済の国際的信用の根源は日銀にあるのではなく、実はこの潤沢な1,400兆円の個人金融資産にある。そして政府債務がたとえ膨らもうと債務額が1,400兆円を超えない限りは大丈夫であり、その範囲で日銀が通貨の増発をしても（第4回レポート第5項貨幣の増発と不良債権の償却）何とかやっていけるのである。個人金融資産1,400兆円こそ日本経済の命綱なのであり、債務額がこの金額に至る点が日本経済破綻の臨界点なのである。

しかし、当経済レポートは今回、公的年金債務に700兆円の過去勤務債務がある事を発見した。この簿外債務700兆円を入れると公的債務額は合計1,400兆円となり、命綱の個人金融資産と同額になってしまう。そうすると、日本は対外債務超過直前ということになるのであろうか。仮に、そうであるとすれば、ほんのわずかのきっかけで、数ヶ月中にでも日本円と日本国債は大暴落をすることになる。既に一般政府の資金循環統計分析で検討したように（第13回レポート）一般政府は700兆円の金融債務を有しているものの、同時に330兆円の金融資産も有しているので、ここでの計算による1,400兆円の臨界点まであと330兆円の余裕はある。しかしそれにしても、1,400兆円の臨界点に対して、既に1,070兆円の純債務点にまで到達しているのであるから、臨界点到達度は76%ということになる。この場合は、日本の国家破綻は数ヵ月後ではなく数年後ということにはなるがそういう理解でよいであろうか。

既に紙面が尽きた。公的年金に700兆円の簿外年金債務があることの恐怖が日本経済の底辺にずっしりと根を張っている。東京新聞の本年（2005年）6月10日付朝刊は一面で、東証1部の株式配当利回りが1.3%に迫りつつあることを報じている。また、同じく東京新聞の株式欄では株式の益回りが6%であることを紹介している。現在の長期国債の利回りは1.2%である。このことは借金をして株を買っても配当で金利を払ってまだおつりが出る銘柄が過半数以上あることを意味している。少なくとも借金をして株を買えば、その投資利回りは支払い金利を大幅に上回ることを意味している。それにもかかわらず世界の投資家は日本株を買わない。平成15年3月期決算は史上最高益である、平成16年3月期決算も増益が見込まれている。それにもかかわらず日本の株は上がらない。株式の益回り6%というのは欧米の株式市場とほぼ同程度であるが、欧米の長期金利は4-5%なのであるから、日本のような株式の益回りの圧倒的優位性というのは世界の主要証券市場では日本だけに見られる特異な現象である。なぜ日本株は上がらないのか。私に

は、本レポートで分析した公的年金の700兆円の簿外年金債務という恐怖が原因ではないかと思われてならない。世界の投資家は実はこのことを知っているのではないか。知らないのは日本人だけなのではないか。破綻する公的年金の恐怖は底知れない。次号においては、この公的年金の簿外年金債務700兆円を国民経済全体の中で捉えなおし、その経済学的意味をさらに分析することとともにその行き着く究極の均衡点分析を行い、新理論を展開することとする。

2005年6月11日 細野祐二